

川崎市気候変動情報センター設置要綱

制 定 令和2年4月1日

(設置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に基づき、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、「川崎市気候変動情報センター」（以下「センター」という。）を環境総合研究所に設置する。

(所掌事務)

第2条 センターは次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言
- (2) その他、本市における気候変動適応を推進するために必要な業務

(組織)

第3条 センターに、センター長、副センター長及びセンター職員を置く。

2 センター長は、環境総合研究所長を充てるものとし、センターを総括する。

3 副センター長は、環境総合研究所担当課長を充てるものとし、センター長を補佐する。

4 センター職員は、センター長が指名する環境総合研究所職員とする。

(庶務)

第4条 センターの庶務は、環境総合研究所において処理をする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営等に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年4月1日より施行する。

附 則

この改正要綱は令和3年4月1日より施行する。